Oita Prefectural Government
大分県　**Press Release**

【令和８年 11 月９日】

産業廃棄物処分業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり、産業廃棄物処分業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

１　被処分者（産業廃棄物処分業者）
大分県宇佐市大字山本 1990 番地
宇佐開発株式会社（代表取締役　出口　嘉之）

２　処分日
令和８年 11 月９日

３　内容
産業廃棄物処分業許可の事業の全部停止（90 日間）

４　行政処分の理由
以下の事実が、法第 14 条の３第１号の事業の停止に該当するため。
（１）産業廃棄物処理施設の無許可変更（法第 15 条の２の６第１項違反）
被処分者は、令和５年９月頃、産業廃棄物処理施設であるがれき類の破砕施設を事前の変更許可を得ることなく、別の破砕施設に変更した。
（２）産業廃棄物管理票の虚偽記載（法第１２条の４第３項）
被処分者は、受託した産業廃棄物の処分が終了していないにもかかわらず、産業廃棄物管理票の処分終了日を記載し、産業廃棄物管理票を委託事業者へ返送した。

【問い合わせ先】
生活環境部循環社会推進課
担当　髙谷、山下
電話番号　　097-506-3134・3121